

# グループ発表報告書

北海道大学経済学部経済学科3年

学生番号：01135026

豊島由里子

## 1. 集団安全保障とは

集団的自衛権とよく似た概念に集団安全保障がある。この二つはよく混同して語られることがある為、両者の違いをよく認識することが必要である。

集団安全保障とは、国連の安全保障理事会がある国の行為を「平和に対する脅威」「平和の破壊」「侵略の行為」いずれかに該当すると認定し、決議が出た場合に加盟国が協力して侵略的行為・テロに立ち向かう行為である。集団安全保障は国連憲章で認められた「国連的措置」である。

集団安全保障の行使の形態は以下の3段階に分かれている。

- ①停戦は軍隊の撤退を要請する「暫定措置」
- ②経済的に制裁をする「非軍事的措置」
- ③加盟国が提供した軍隊（＝国連軍）を安保理が軍事参謀委員会の指導のもと運用する「軍事的措置」

## 2. 東アジアの緊張状態

東アジアは現在進行形で様々な問題を抱え緊張状態が続いており、日本もそのさなかにいる。代表的なものをあげると以下の五つとなる。

- ①北朝鮮
- ②日中での尖閣諸島の領有権争い
- ③日韓での竹島の領有権争い、及び歴史認識の問題
- ④中国とフィリピンの南沙諸島の領有権争い

フィリピンは現在、南シナ海のスプラトリー諸島（南沙諸島）で大規模な埋め立てを進める中国に対抗して、スプラトリー諸島に面した島に基地の整備を進めている。

- ⑤中国とベトナムの西沙諸島の領有権争い

2014年、中国はベトナムの排他的経済水域内の西沙諸島を自国の海であると主張して、石油の巨大掘削装置を建造し実効支配をしている。ベトナムはこれを個別的自衛権で排除しようにも、圧倒的な軍事力の差と経済的に中国に依存している為、実効支配を許してし

まっている。

以上であげたものの他にも東アジアは多くの問題を抱えており、これらの問題が今後どのように進展していくのか予測をつけることは難しく、また新たな問題が発生する可能性も大いにある。

### 3. 集団的自衛権と集団安全保障

2で挙げた東アジアでの緊張状態がより進行した場合にどのような対応をするべきか。集団的自衛権を行使せずとも、1で挙げた集団安全保障を用いて制裁措置をとるだけで十分ではないかという疑問が生まれる。しかし現実としては、集団安全保障で対応するだけでは十分な対応とは言えない。それには3つの理由がある。

①安保理常任理事国（米・英・仏・露・中）が拒否権を発動したら決議は通らない。

2で挙げた東アジアでの問題での重要な位置を占めるアメリカ、中国が常任理事国には含まれる。対立することも多いこの二国のうちどちらか一方が拒否権を発動したら安保理は何の決議も出すことが出来ない。

②決議が出て実行するまでは時間がかかる。

③「軍事的措置」が有効に働く為には国連軍がどの加盟国の軍隊より優れた軍事力を持つということが前提としてなければならない。しかし、アメリカなどの大国が自らの軍隊の情報を公開して、自国の利益よりも国際利益を優先するとは考えにくい。つまり、国連軍による「軍事的措置」が有効に働く可能性は低い。

イラクのクウェート侵攻の際に国連はイラクの即時無条件撤退を要求する「暫定的措置」を採択。その後、全ての加盟国がイラクに対し、経済制裁を行う「非軍事措置」、そして最終的に「軍事的措置」を採択した。しかしこの「軍事的措置」とは国連軍の派遣ではなく、安保理が多国籍軍に武力行使の権限を与えて、アメリカを中心とした NATO と中東 30 か国が参加した多国籍軍が行動した。この多国籍軍が集団的自衛権を行使して結成されたものである。これ以降、「軍事的措置」として加盟国に武力行使の権限を与える授權方式は一般化した。具体的にはソマリア合同軍、コソボ紛争などで国連軍に代わって多国籍軍が平和強制活動を行った。しかしソマリアで展開した多国籍軍からは国内世論の反発があったアメリカが撤退し、旧ユーゴスラビア紛争でのセルビア人勢力に対して行った NATO の空爆は安保理の決定を待たずに行われた。国連による「軍事的措置」は本来国連が意図したものと姿を変えてしまい、もはや国連は国際平和と安全を守る組織であるという

前提は崩れつつある。

以上の理由から国連の措置である「集団安全保障」だけでは対応ができない問題が、東アジアには多く存在する。

### 3. 集団的自衛権の行使の条件

では集団安全保障では対応できないと見込まれる東アジアの問題に対して、日本は集団的自衛権を行使すべきなのか。具体的には中国とベトナム、中国とフィリピンの間で生じている領有権問題に対して日本は集団的自衛権の行使をもって何か行動を起こすべきなのだろうか。

#### 3-1 自衛権行使の条件

まず初めに国際的にはどのような場合に自衛権の行使が認められるか、ということを確認する。集団的自衛権に限らず個別的自衛権の行使に関しても、自衛権行使の条件を拡大解釈することは危険であり、国連憲章で禁じられる先制攻撃（予防戦争）につながる危険性もある。

自衛権の行使が国際慣習法上認められるのは、以下の3つの条件を満たした場合である。

- ①切迫した自衛の必要がある。（切迫性）
- ②他に手段の選択の余地がなく、熟慮の時間がない。（必要性）
- ③実力行使の程度は、このような必要性によって限定されてその限定の域を出ないこと（相当性）

②の必要性の部分は拡大解釈をすると予測に基づく自衛（先制自衛）を認めているようにも捉えることができる。しかし集団的自衛権も含めて自衛権はあくまでも自国が武力攻撃を受けた場合に行使が認められるものであり、この点を拡大解釈してしまことは自衛権の濫用につながる。実際、集団的自衛権はその点の解釈を大国（主にソ連及びアメリカ）が自国の利益に沿うように変化させて武力行使をしてきた事例も多い。

### 3-2 集団的自衛権の行使の条件

集団的自衛権の行使にあたっては以上の3つの条件に加えてさらに3つの条件があると言える。

#### ④脅威の認識をもっていること

国際的にドイツは「軍隊を出しにくい国」と認識されている。しかし、そのドイツは集団的自衛権を行使してアフガン戦争に第二次世界大戦後初めて陸軍を派遣した。それはムスリムを多く抱える NATO にとってアルカイダは脅威であるという認識をドイツが持っていたからである。

#### ⑤方策が一致していること

武力攻撃の方法は様々である。地上戦をするのか、空爆を行うのかという方策も一致していることは集団的自衛権の行使の条件であり、この点について集団的自衛権行使を決定する前に各国と確認する必要がある。

#### ⑥以上の2点に関して政府が主体的に決断することができること

ドイツは国連決議を非常に重視する国である。アフガン戦争には参加したが、参加したのは国連が武力権限を委譲して結成された「国際治安支援部隊」であり、アメリカを中心とした NATO 連合軍で行われた対テロ作戦である「不朽の自由作戦 (OEF)」には参加しなかった。(日本は後方支援を理由に OEF に参加した。) またフランス・ドイツはアフガニスタンには集団的自衛権を行使して軍隊を出したが、イラクには軍隊を出さなかった。

集団的自衛権を容認するという事は、要請があれば必ず軍隊(日本であれば自衛隊)を出すという訳ではない。先に上げたドイツ・フランスは良い例である。軍隊を出さなかったドイツ・フランスは国際的に非難されていることもない。自国が軍隊(自衛隊)を出す法的な正当性が集団的自衛権行使には不可欠である。集団的自衛権は“血の結束”ではなく、よりプラグマティック(実利的)なものである。

## 4. まとめ

日本は集団的自衛権を持つべきである。それは多くの問題が存在する東アジアに日本が位置しており、この問題は“国連頼り”では解決が難しいからである。しかし、安倍政権には集団的自衛権を正しく使うことができるのか甚だ疑問である。安倍首相は2004年に出版された『この国を守る決意』(扶桑社)の中で次のように述べている。

「軍事同盟というのは血の同盟であって、日本人も血を流さなければアメリカと対等な関係にはなれない」

3で述べた通り、アメリカとNATO各国の同盟は限りなくブラグマティックかつドライなものである。“血の同盟”から連想される“戦場の絆”は一般兵士同士のものであり、それを政治の場に持ち込もうとしている安倍首相は国際的にみても稀ではないのだろうか。安倍首相の語る集団的自衛権の概念についても国際的な理解とはかけ離れている点が多い。安倍首相は「戦闘を目的とした武力行使はない」と明言しているが、ほとんど全ての戦争は自衛を理由にした戦争なのである。戦闘をしたくて武力行為に及ぶことなどまずないだろう。

集団的自衛権には大国の思惑でいよいよ解釈され、武力行使の理由として使われてきた歴史がある。2003年にはアメリカは先制自衛の権利の考えに基づき、実質的な「先制攻撃」を行った。集団的自衛権以前に自衛権そのものも拡大解釈をすると戦争につながる危険が常にある。集団的自衛権を日本が持つことによって得られるメリットはあるが、果たして現在の政治家が正しく使うことが出来るか、という問題がある。3で挙げたように、ドイツには集団的自衛権は持っているが国連の決議を重視する「軍隊を出しにくい国」という一貫した政治姿勢がある。しかし日本はどうだろうか。一時の一首相の提案で集団的自衛権が解釈改憲という形で認められることとなった。現在まで9条を貫いてきた日本が今後どのような姿勢に転じるのか、そして集団的自衛権をもつことにより国際社会に対してどのよう点で日本の強みを生かして「補完的」に行動することができるのか。集団的自衛権の行使はより慎重に議論されるべき問題であり、一首相の一存で解釈の変更が可能であるような安保法制は認めてはならない。

## 5. 参考文献

『「集団的自衛権」でさらに強くなる日本』、2014年、メディアソフト  
伊勢崎賢治、『日本人は人を殺しに行くのか 戦場からの集団的自衛権入門』、2014年、朝日新聞出版